

狛江市地域連携職員制度及び職員の選任について

- 1 目 的 市職員が地域住民と本来の職務とは別の形で接することにより、市民との関係づくりを進め、情報交換、課題共有等を行い、地域活動の推進に寄与するなど、市民に寄り添う市政の実現へと繋げる。
- 2 職 務 地域住民との顔と顔が見える関係づくりを進める等地域活動を推進する。  
【内容】地区まちづくり協議会等への参加  
狛江市まちづくり条例に規定する地区まちづくり協議会等の活動における勉強会に参加し、地域の課題に対して共に検討を進めて行ったり、イベント等に参加し、その運営に関わる。  
※勤務時間内の参加にあたっては、各部署にて御理解・御協力をお願いいたします。勤務時間外の場合は原則として時間外勤務扱いとし、時間外勤務手当は政策室において予算措置するものとします。
- 3 対象職員 入庁2～4年目の職員  
※派遣職員、育児休業等取得中の職員は対象外  
※原則として、対象職員がいる部は、1名以上、対象職員が多く所属する部は、2名以上の選出をお願いします。
- 4 任 期 令和6年3月31日まで  
※入庁4年目の職員の任期は令和5年3月31日まで
- 5 期 限 令和4年6月22日（水）まで
- 6 提出先 政策室協働調整担当（内 2454）

地区まちづくり協議会等の概要について

地区まちづくり協議会等とは、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進し、住民発意のまちづくりの充実に資することを目的として、まちづくり条例に基づき市が認定する地区まちづくり協議会と、その準備段階として市に登録するまちづくりグループがあります。地区まちづくり協議会は、住民主体で地域の課題等についてその特性に合ったルールを導入、地域のまちづくりに関する目標や土地利用に関することを定めることを目的として活動し、その内容を市に提案することができます。まちづくりグループは、これらの活動を始めようとする団体です。

【対象の地区まちづくり協議会等一覧】

区分	地区まちづくり協議会等の名称	活動区域	活動内容
地区まちづくり協議会	野川まちづくり協議会	東野川一丁目・三丁目の一部、二丁目 西野川一丁目・二丁目の一部	いなげやを中心とした賑わいの創出及び周辺の交通環境の改善
地区まちづくり協議会	狛江・和泉多摩川リバーサイド賑わいのある街づくり推進会	東和泉三丁目・四丁目	水害対策として高層建築の検討及び和泉多摩川駅周辺の周遊的な流れを作り、賑わいのある街づくりを行う。
地区まちづくり協議会	狛江駅南口地区まちづくり協議会	東和泉一丁目6番～28番	狛江駅南口周辺の交通機能の拡充、駅前拠点としての機能集積の在り方、防災性の向上等のまちづくり上の課題について整理し、課題解決のための事業手法の研究を行う。
まちづくりグループ	喜多見駅狛江市側改札口復活を求める会	喜多見駅周辺	誰もが快適に過ごせるより良い喜多見駅周辺の住環境、安全な環境、にぎわいのあるまちづくりを実現することを目的に調査研究等を行う。

凡例



地区まちづくり協議会



まちづくりグループ

★マークが付いている協議会・グループが対象です。

